

定 款

アディッシュ株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、アディッシュ株式会社と称する。

2 英文では adish Co., Ltd.と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネット及びコンピュータ等の情報処理端末機器を利用した運用サービスの提供
- 2 インターネットに関する運用及びリスク対策コンサルティング業務
- 3 インターネットを利用したメディア及びコンテンツの企画・開発・運営
- 4 インターネット等のネットワーク利用上の安全確保に関する運用支援
- 5 インターネット等のネットワークの利用に関するトラブル処理および支援
- 6 コンピューターソフトウェアに関するシステムコンサルティング業務
- 7 ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務
- 8 コンタクトセンター及びコンタクトセンターシステムに関する業務
- 9 デジタルマーケティング、インターネット広告、ソーシャルメディア及びＷＥＢサイト構築・運用並びにその他の広告宣伝、マーケティング及びリサーチに関する業務
- 10 データエントリー、電子決済、電子認証及びその他の情報処理に関する業務
- 11 営業活動の代行業務及び支援業務
- 12 医薬品、医薬部外品、医療機器及び化粧品等の製造、販売、輸出入、代理業及び取次業
- 13 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- 14 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- 15 旅行業法に基づく旅行業
- 16 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 17 古物営業法に基づく古物売買業
- 18 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務
- 19 金融商品取引業及び金融商品仲介業
- 20 損害保険代理店業務
- 21 前各号に附帯し、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5,743,600株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(単元株式数)

第 9 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を

行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第13条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(募集株式の発行)

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は10名以下とする。

(取締役の選任)

第24条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は社長とする。
3 必要に応じて、取締役会の決議により、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第27条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集及び議長)

第28条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役との間で会社法第423条1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 役

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で会社法第423条1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第44条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(法令の準拠)

第45条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

平成26年10月 1日 制定
平成27年12月11日 改定
平成28年 2月10日 改定
平成29年 3月28日 改定
平成31年 3月27日 改定
平成31年 4月26日 改定
令和 元年12月11日 改定
令和 元年12月12日 改定
令和 4年 3月25日 改定
令和 4年 9月 1日 改定
令和 7年 3月27日 改定